

木津川市教育委員会会議録

令和3年第5回木津川市教育委員会定例会

- 日 時：令和3年5月27日（木） 午前9時30分から午前10時30分まで
- 場 所：木津川市役所 第2北別館2階 会議室
- 出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員
（事務局）竹本教育部長、遠藤理事、大村理事、吉岡教育部次長兼こども宝課長、
木下学校教育課長、福井学校教育課担当課長、久保社会教育課長、
石崎文化財保護課長、山口学校教育課主幹兼総括指導主事

傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第12条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

〈傍聴者入室〉

1. 開 会 教育長
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認
委員から異議なく承認された。

3. 議 事

《議案第21号 木津川市家庭学習用タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーター貸与事業実施要綱の制定について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

木津川市立小中学校に在籍する児童生徒の家庭における学習保障を目的とし、タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーターを児童生徒の保護者に無償貸与する手続きについて、必要な事項を定めるもの。

主な内容について、第2条、貸与の対象者は学校長が必要と認める児童生徒の保護者とする。第4条、貸与期間は被貸与者に係る児童が在籍する学校長が必要と定めた期間とし、各学校での使用状況等に応じて学校長が判断するものとする。第7条、運用管理の規定として、第2項、持ち帰りについては家庭学習内容を考慮して学校長が判断して実施するものとする。新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る家庭学習で端末を使用することが今後見

込まれることから、使用について定めたもの。

【質疑応答】

教 育 長：詳細について説明願う。

事 務 局：第2条の貸与対象者について、タブレット端末は学校長が認める、機器を所持していない児童生徒の保護者へ貸与する。また、ルーターは各家庭でW i - F i等、インターネット環境がない家庭、また経済的困窮などにより学校長が必要と認める児童生徒の家庭を対象とする。

教 育 長：タブレット端末が一人に一台配備されることで、今後、端末を持ち帰って学習することもある。ルーターについては、新型コロナウイルスによる児童生徒の長期の出席停止に係る学習保障への対策、さらに、不登校の児童生徒への学習支援、長期休業期間中の学習ツールとしての活用などを含め、要綱により定めた。

委 員：市内の小中学生において、インターネット環境が整っていない家庭の割合はどれくらいか。

事 務 局：昨年度5月に行った調査では、通信環境のない家庭は421件。

事 務 局：割合としては21%であった。

委 員：タブレットには使用制限があると思うが、ルーターに制限はないのか。

事 務 局：貸与ルーターは10ギガバイトとしており、無制限に使うことが無いよう設定している。

委 員：家庭で、対象の児童生徒以外の家族がルーターに接続することが可能ということか。

事 務 局：お見込みのとおり。ただ、必要以上の接続があると通信制限がかかり使えなくなる。

教 育 長：ルーターの貸し出しなど、通信費用を教育委員会が負担していくことはどの自治体でも大きな課題となっている。

委 員：ルーターは、貸し出してからずっと家庭に置いておくこととなるのか。

事 務 局：現在は教育委員会で管理しており、今後、学校に貸し出し、学校から児童生徒の必要な期間において貸し出しを行うこととなる。貸出期間が終了すれば、学校に返却していただく。

委 員：学校で使用することもあるのか。

事 務 局：学校では通信環境の整備を行っている所ではあるが、通信環境が悪い場所やネットワークが届かない場所での活用も見込んでいる。

委 員：児童生徒が学校と家庭を持ち運びすることはないのか。

教 育 長：タブレットやルーターは教育委員会が所有するが、第7条第2項にあるように、「貸与物品の持ち帰りは、家庭学習内容等を考慮して学校長が判断し

実施するものとする」とし、学校ごとの実態、児童生徒の実態に応じて、運用や管理を学校長に委ねていくものとする。先に説明もあったように、学校全体でインターネットを使う場合は通信環境が不安定となることもあるので、その補強としてルーターを使用することも想定している。

委員：貸与した場合のルーターとタブレット端末の設定は保護者に一任するのか。

事務局：家庭に貸与した分については、家庭にて接続等の設定を行っていただくこととなる。

委員：今まで使われたことのない家庭で、接続がスムーズにできるかは疑問である。

事務局：図入りの説明書を作成する。また、児童生徒に接続方法の指導を行う。

教育長：タブレット端末を使った家庭学習は、接続も含めて子ども自身に学習してもらい取り組みを進めている。

委員：家庭により様々な状況があるので、接続設定を行うことが難しい家庭については他の対応も検討していただきたい。

委員：ルーターは1家庭に1台か。

事務局：複数台の端末が接続できるため、ルーターは1家庭に1台とする。

【採決】

教育長が議案第21号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第22号 令和3年度木津川市一般会計補正予算第4号について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和3年第2回木津川市議会定例会に提出する、令和3年度木津川市一般会計補正予算第4号の予算案を編成するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するもの。

6月議会への提案ではあるが、補正予算第4号となっている。第1号補正は3月議会においてワクチン接種に係る予算案に対して議決された。第2号補正は4月4日付け、ひとり親世帯に向けた給付金に係る予算の専決処分、第3号補正は5月6日付け、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る飛沫防止パネルを設置する予算の専決処分である。飛沫防止パネルは、市役所窓口や執務スペース、小中学校の児童生徒一人一人の机に設置する。小中学校の飛沫防止パネルについては、既に一部が納品され、順次、学校に設置しているところである。

補正予算第4号について、歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ1,178,484

千円を追加し、歳入、歳出それぞれ32,539,053千円とするもの。歳出予算9款教育費については、補正前の額4,387,357千円に405,691千円を追加し、4,793,048千円とするもので、一般会計に占める教育費の割合は14.73%となる。

(教育委員会関係予算案資料により、主たる施策内容を説明。)

【質疑応答】

教 育 長：学校への飛沫防止パネルの設置状況について問う。

事 務 局：既に各学校に到着し、学校ごとに設置を進めている。

委 員：特別教室にも設置されるのか。

事 務 局：持ち運びができるので、必要な場合には飛沫防止パネルを移動させて使用する。

教 育 長：教育振興事業費に関連して、中学校の修学旅行は、例年、2年生で行っていたが、3年生の秋に実施することとした。

委 員：小学校の林間学習はどのような対応をされるのか。

事 務 局：今年度5年生は延期する。昨年5年生、現6年生は中止となった。

【採決】

教育長が議案第22号について採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第23号 木津川市立学校運営協議会委員の任命及び委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

上粕小学校に設置する学校運営協議会について、その委員の任命及び委嘱を行うもの。任期は、同規則第9条の規定に基づき、任命及び委嘱した日から2年とする。

1号委員として地域の住民から1名、2号委員として上粕小学校PTAから1名、3号委員として学校の運営に資する活動を行う者から5名、4号委員として当該学校長1名、以上8名を学校運営協議会委員として提案する。

【質疑応答】

教 育 長：従前の学校評議員制度は発展的消滅となる。

事 務 局：前回の第4回定例会にて、学校評議員の提案を行ったが、上粕小学校及び城山台小学校については行わず、学校運営協議会へと移行する。

委 員：学校長は学校運営協議会委員の任期中に異動されれば、新着任の学校長が後任となると思うが、2号委員である保護者委員は、PTA役員の改選など

がある。どのように対応されるか。

事務局：任期2年の中で、後任者が残任期間を引き継ぐこととする。

委員：当議案の委員の任期はいつからいつまでとなるのか。

事務局：木津川市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第9条において委員の任期を「任命し、または委嘱した日から2年」と規定しており、当議案が可決されれば任期は本日もしくは6月1日から2年後となる。

教育長：設置に関しては第7条第3項にもあるように、「教育委員会は、委員を任命し、または委嘱しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする」とあり、学校が地域と連携して子どもたちのための学校づくりをしていくこととなり、人選に関しては学校長の意見を尊重していく。保護者代表についても、校長の意向があればPTA役員の変更による2号委員の交代が必須であるとは限らない。

委員：保護者委員について、PTA役員の変更は1年が多いが、学校運営協議会委員の任期は2年である。PTA役員の変更が終わっても、引き続き学校運営協議会委員を務めることもあり得るのか。

教育長：学校の状況等を鑑み、対応していきたいと考えている。

委員：2年の間に児童が卒業し保護者でなくなる場合は、解任となるのか。

教育長：第7条第2項にあるように、保護者として委員を務めてもらう必要がある。

委員：任期途中で保護者でなくなる場合、2号委員から3号委員などに変わることは可能か。

事務局：定員を10名と規定しており、この度8名の委員を任命及び委嘱するので、学校の意見として1名追加することは可能である。

事務局：2号委員については、PTA会長から選出される場合が多いと思われるが、必要に応じて、保護者として委員を2年間継続して務めていただくことも可能であるとする。学校と検討していきたい。

【採決】

教育長が議案第23号について採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第24号 木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会への諮問について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

令和3年度に発足予定の木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会に対し、望ましい教育環境を実現するため、今後の木津川市立学校の在り方について審議願うべく、木津川

市立小学校及び中学校の在り方検討委員会条例第2条の規定に基づき諮問するもの。

諮問事項は、「子どもたちの将来を見据えた望ましい教育環境を実現するための市立小学校及び中学校の在り方について」とし、諮問理由は、中央教育審議会答申において、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現が基本の柱とされ、これらを当市でも推進していくため、教育環境を整備していく必要がある。特に、児童生徒数については、加茂・山城地域では減少傾向にあり、また木津地域においては人口が急増している城山台地域を除く他の地域でも減少傾向に転じており、全体として年少人口が減少傾向にあることから、今後もこの傾向が進行していくことが考えられる。このような状況の中、実態に即し、子どもたちの将来を見据え、義務教育9年間を見通した望ましい小中学校の在り方について諮問するもの。

【質疑応答】

委員：教育環境に重点を置いていることが窺えるが、小学校は地域社会と密接な関係があり、教育的観点から答申が行われるのか、または地域社会の形成などを勘案した上での答申となるのか、教えていただきたい。

教育長：望ましい在り方というのは時代で変遷していくものであるが、義務教育学校が地域の中で育まれることの重要性は変わるものではないと考える。地域連携、避難所としての役割、文化の拠点、多様な議論が出てくると思う。あり方検討委員会では、総合的な立場から議論していただきたく、様々な方に意見を求めたい。各地域の実態の違いはあるが、2年間のうちに、木津川市全体の一定の方向性を出し、それを基に計画を策定する。その後、地域ごとの実態に即した議論を行っていききたい。

具体的な検討委員会のスケジュールはどうか。

事務局：第1回については7月に開催を予定しており、その後、9月、11月、翌年2月の計4回を予定している。

委員：公募委員に関する周知はどのようにされるか。

事務局：6月の市広報紙とホームページに掲載し、募集する。

【採決】

教育長が議案第24号について採決を行い、全員一致で可決された。

4. 教育長報告（令和3年5月1日～令和3年5月27日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について、説明があった。

- ・5月6日 有賀教育委員任命式、教育長辞令交付式を行った。
- ・5月17日 第2回木津川市議会臨時会が開会され、専決予算等の承認、市議会議員の役員改選が行われた。

・5月22日 大雨警報発令による災害警戒本部会議が開催された。

5. その他

(1) 今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(2) 次回教育委員会については、決定次第、通知することとした。

教育長が、会議を閉会した。